

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

大津市長 越 直美

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
関津
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 1 月 25 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
 集落営農 1 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
 担い手は十分確保されている
5. 農地中間管理機構の活用方針
 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方（取組事項）
 6次産業化
 複合化